

平成 26 年度 第 8 回大阪府河川整備審議会 議事要旨

日 時 : 平成 27 年 2 月 5 日 (木) 18:00~20:25
場 所 : 大阪府西大阪治水事務所
出席者 : 堀会長・綾委員・石田委員・下村委員・曾和委員・多々納委員・田中委員・田中丸委員
福田委員 計 9 名
(欠席: 小笠原委員)

まとめ

- (1) 会長の選任等について
 - ・委員の互選により堀委員が会長に選任された。また、堀会長は会長代理に田中丸委員を指名した。
 - ・治水専門部会の委員として、堀会長は綾委員、小笠原委員、多々納委員、田中丸委員、堀委員を指名し、同部会長に多々納委員を指名した。
- (2) 淀川水系西大阪ブロック河川整備計画について
 - ・河川整備計画（変更原案）について了承。本日までの審議をもって大阪府知事に答申する。
- (3) 春木川水系河川整備計画について
 - ・河川整備計画（変更原案）について了承。本日までの審議をもって大阪府知事に答申する。
- (4) 泉州地域の河川整備計画について
 - ・地震・津波対策についての審議を行った。
 - ・今後、治水専門部会で治水目標についての審議を行うこと。

概 要 : [以下、○委員 ●事務局]

- (1) 会長の選任等について
 - 委員の互選により堀委員が会長に選任された。また、堀会長は会長代理に田中丸委員を指名した。
 - 治水専門部会の委員として、堀会長は綾委員、小笠原委員、多々納委員、田中丸委員、堀委員を指名し、同部会長に多々納委員を指名した。
- (2) 淀川水系西大阪ブロック河川整備計画について
 - 住民説明会は、住民に意識を高めていただくよい機会なので、なるべく多くの住民に参加していただけるように、広報の方法等について検討してもらいたい。
 - 住民説明会への参加者数は少なかったが、関係団体の会合などに積極的に出向いて説明するなど、なるべく多くの意見を聴取するための工夫をしている。
 - 水辺の拠点に船着場が整備されていると本文に記載されているが、船着場の具体的な位置がわからない。
 - 本文 36 ページの「水都事業拠点図」に、防災船着場の位置を追記する。
 - 津波対策についての確認だが、津波警報及び大津波警報の発表時には、公益上の観点から大水門を閉鎖するが、それに伴い生じる反射波に対しては、その影響に応じて必要な対策を実施するという理解でよいか。
 - そのとおりである。
 - 一部追記したうえで、本日までの審議をもって、大阪府知事に答申する。

(3) 春木川水系河川整備計画について

- 小学校等の授業中に洪水が発生した場合、避難に際して学校の先生方の判断が重要になる。洪水リスクの周知を図るために学校に出向いて説明するなり、教育委員会に協力を仰ぐなり、積極的に取り組んでいるのか。
- 岸和田土木事務所の河川砂防グループと地域支援・防災グループが連携して、洪水リスクについて小学校で説明する取組みを行っている。
- 住民の意見に対する回答については、分かりやすい表現にすること。
- 親水空間整備事業の実施時期に関する住民からの質問に対して、具体的な回答はできないか。
- 維持管理や安全対策に関する具体的な検討が進めば、事業に着手できるところまでできている。回答を修文する。
- 本文 18 ページで、「旧川部の整備後の維持管理は、岸和田市と安全対策を検討のうえ、役割分担をし、連携しながら進めていきます。」と修文しているが、平常時の維持管理についての印象が強く、増水時の安全対策を懸念する住民意見への回答としては、不十分ではないか。
また、平常時の運営、維持管理と非常時の安全管理を併せ、「維持管理」を「管理」に修正してはどうか。管理する対象に中央公園区間を含むのであれば、「旧川部」の記載のみでは誤解を与えるのではないか。以上より、「親水性に配慮した区間の管理は、岸和田市と増水時の警報等を含む安全対策を検討のうえ、役割分担をし、連携しながら進めていきます。」としてはどうか。
- 指摘を踏まえ、修文する。
- 一部修正したうえで、本日までの審議をもって、大阪府知事に答申する。

(4) 泉州地域の河川整備計画について

- 河川整備計画で、「粘り強い堤防」については検討対象とするのか。
- 河川の護岸は、高潮対策として防潮堤の整備が完了しており、レベル 2 の津波が越流する箇所はないことから、検討対象としていない。
- 河川の高潮、津波対策は、主に防潮堤の整備によるものと水門及び排水機場の整備、改修によるものの 2 種類が考えられるが、どのように使い分けるのか。
- 原則、施設運用がなく、ライフサイクルコストも低い防潮堤による対策を行うことが一般的である。但し、上流域に都市部を抱え、橋梁の嵩上げ等による費用が莫大であるうえ、当該事業により都市交通上の利便性等に支障をきたす場合には、下流部に水門と排水機場を建設して、高潮、津波を防ぐこととなる。
- 今後、治水専門部会で治水目標についての審議を行うこと。